

# まち美化行政に関するアンケート調査 レポート

2003年3月

## 全国まち美化連絡会議

事務局 / 株式会社ダイナックス都市環境研究所

### (1) 実施の目的

関心の高いポイ捨て条例を実効性のある政策としてまち美化を推進していくためには、啓発キャンペーンや市内の体制づくり、住民・企業とのパートナーシップ事業などと組み合わせ、総合的な事業を展開することが必要と考えられる。

そこで本年度は、まち美化行政としての現状と課題を再度整理するためのアンケート調査を実施した。設問内容は、啓発事業や具体的な行動計画、事業の推進体制づくりやアダプトプログラムなどの概要に関するものとした。また、まち美化事業概要やポイ捨て防止条例などその他本調査内容を補足する資料の送付を依頼した。

### (2) 実施の概要

実施対象・配布数・配布方法

全市(826市)対象、郵送による配布(FAX,郵送による回収)

実施期間 平成15年2月8日～28日

有効回答数 359(43.5%)

補足資料については、条例関係42、推進体制17、啓発関係4、イベント関係3、その他10、合計76が送付された(抜粋し資料集にまとめた)。

### (3) 集計結果のポイント

本アンケートの集計結果から、特徴的な点を上げれば、次の通りである。

全体として協働によるまち美化推進の意識が高まりつつある

まち美化の啓発事業については、具体的な行動による啓発としての「清掃活動」の取り組みが3割程度ある

回答自治体の約3割が「具体的な行動計画」を策定しており、複数のメニューを組み合わせている

アダプトプログラムについては、散乱ごみ対策やパートナーシップ型事業として多面的な効果が期待されている

まち美化を総合的に推進する体制づくりについては、庁内よりも住民・事業者との組織づくりが進んでいる

今後注目している事業については、「住民・事業者との協働事業」が最も多く、その他に「不法投棄対策」「散乱実態調査」「野外広告物規制」などへの関心が高い

#### (4) 集計結果

##### まち美化に関する啓発事業について

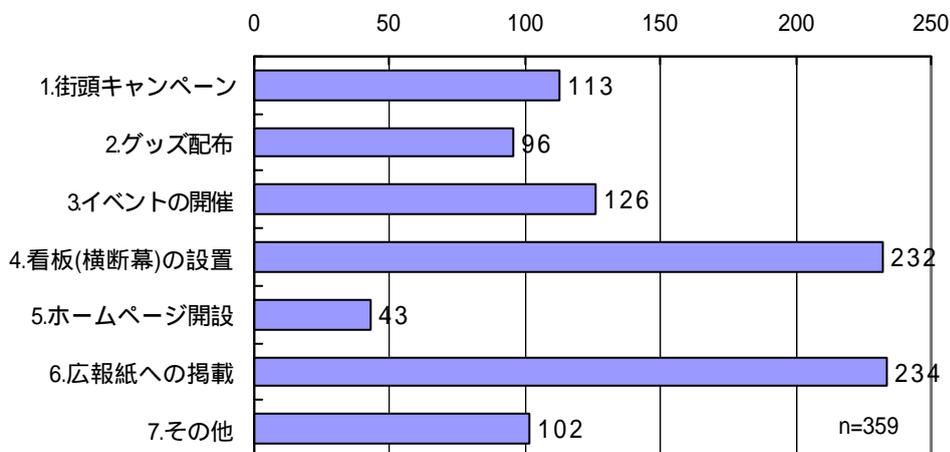
-1 まち美化に関する啓発事業として行っている内容について、該当するものすべてに 印をつけてください。

- |            |            |           |
|------------|------------|-----------|
| 1.街頭キャンペーン | 2.グッズ配布    | 3.イベント開催  |
| 4.看板の設置    | 5.ホームページ開設 | 6.広報紙への掲載 |
| 7.その他 ( )  |            |           |

昨年度 1 月、当会議が行ったポイ捨て条例に関するアンケートでは、ポイ捨て防止のために必要な行政の活動の柱として、「住民や事業者への啓発」という答えがもっとも多く、61.8%の回答率に上った。

そこで、今回も自治体による啓発活動の実施状況を聞いたところ、市報など「広報紙への記事の掲載」が65.2%(234)、「看板(横断幕)の設置」が64.6%(232)と、概ね3分の2の自治体で実施されていることがわかった。より積極的な啓発活動といえる「街頭キャンペーン」については31.5%(113)にとどまっている。

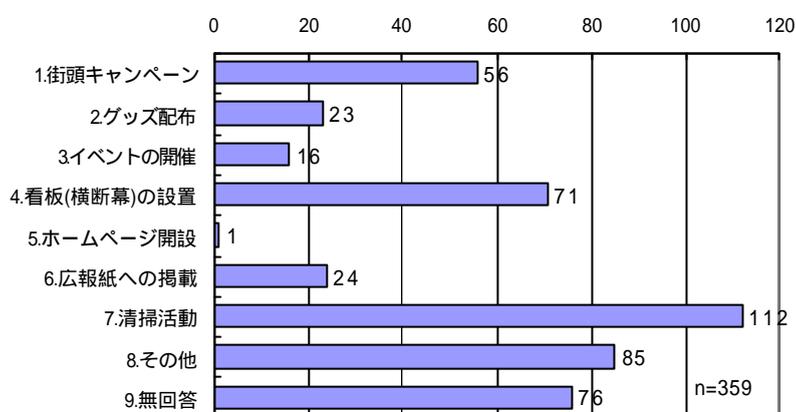
- 1 まち美化の啓発事業の内容



- 2 まち美化に関する啓発事業において、上記の中で特に行っている取り組みの概要とその課題についてお答えください。

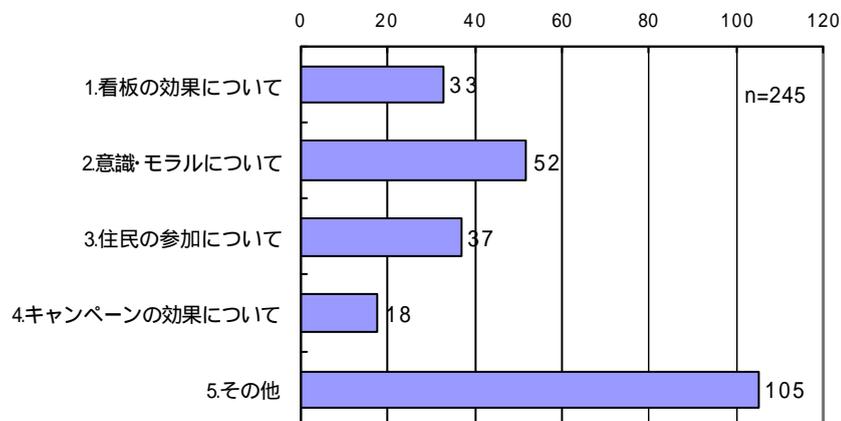
### 概要について

啓発に関して、特に行っている取り組みについて回答を求めたところ、1～6の回答以外に「その他」の回答が多く、その中でも具体的な行動による啓発といえる「清掃活動」に関する回答が31%（112）あった。



### 課題について

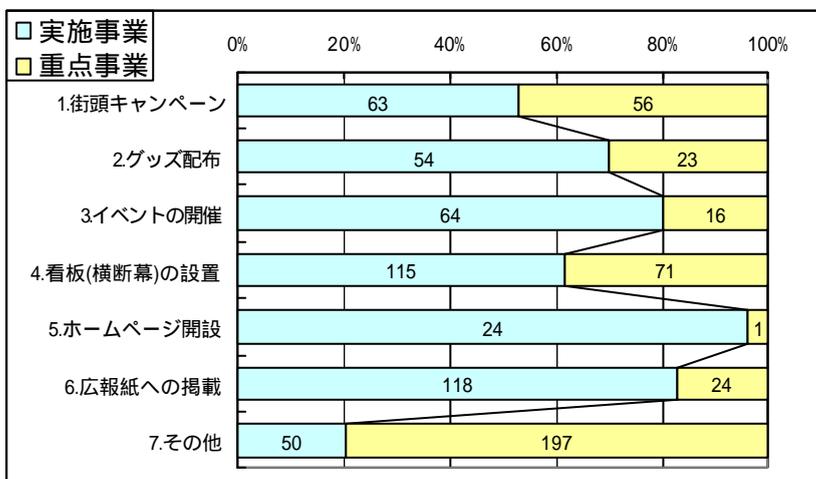
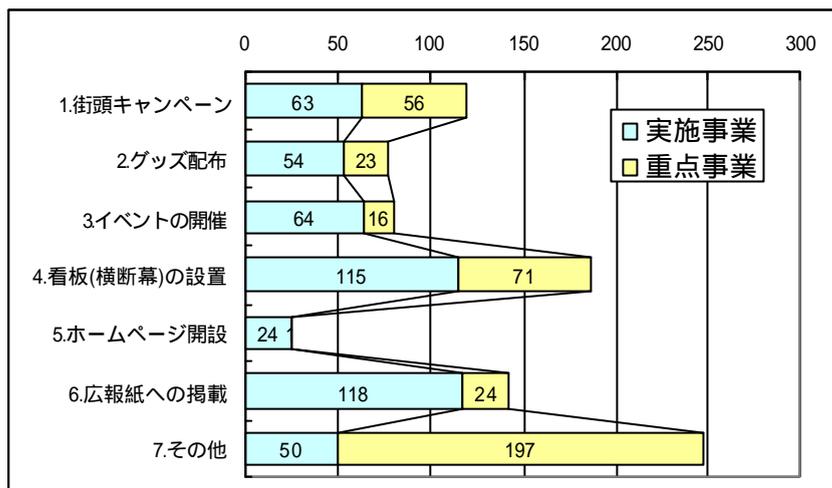
啓発事業については、その効果が正確に判断できないことにあるのか、「効果」に関する回答にまとめられた。また、それ以外の「その他」に関するものが多かった。その内容の中でも、「不法投棄など新たな問題が出てきた」「実施地区の拡大」などの回答が多く見られた。



下記の図は、それぞれ実施事業と重点的に実施している事業の組み合わせについて実数（上図）と割合（下図）でまとめた。

「街頭キャンペーン」「看板設置」を重点的に実施する自治体の数、割合が多いことは予想されたが、それに加え、「清掃活動」を中心とした「その他」の回答が多い。

これより、啓発事業が「呼びかけ」「意識啓発」だけでなく「実働を伴う活動」もその一つとして意識されていることと予想される。



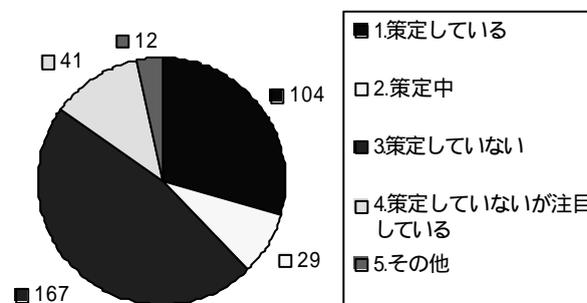
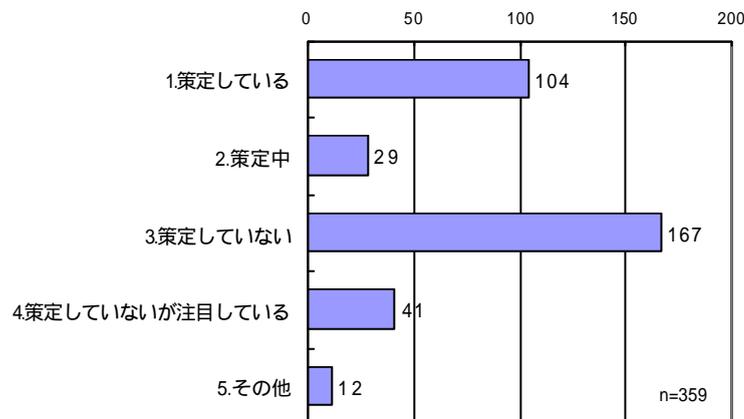
## まち美化の具体的な行動計画について

「具体的な行動計画」とは、美化条例や環境基本計画にもとづく具体的な計画やアクションプランを指す。

-1 まち美化の具体的な行動計画について、該当するものすべてに 印をつけてください。

- |                   |       |           |
|-------------------|-------|-----------|
| 1.策定している          | 2.策定中 | 3.策定していない |
| 4.策定していないが、注目している | 5.その他 |           |

回答からは、約 3 割の自治体または行政区が「策定している」と回答している。ただし、質問の意図としては、理念・目標・施策のメニューと実施スケジュールなどが体系的にまとまった美化計画の実施状況を聞いており、実際に策定されている「美化計画」が体系的といえるほどボリュームのある計画かどうかまでは、わからない。

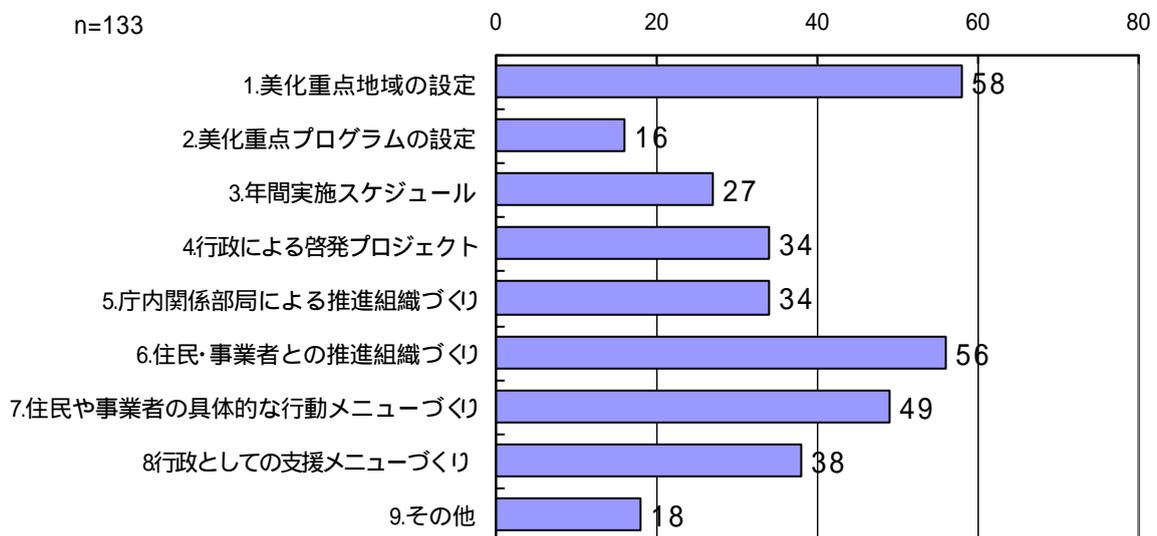


-2 まち美化の具体的な行動計画を策定している、また策定中の場合、その計画のメニューについて、該当するものすべてに 印をつけてください。

- 1.美化重点地域の設定
- 2.美化重点プロジェクトの設定
- 3.年間実施スケジュール
- 4.行政による啓発プロジェクト
- 5.庁内関係部局による推進組織づくり
- 6.住民・事業者との推進組織づくり
- 7.住民や事業者の具体的な行動メニューづくり
- 8.行政としての支援メニューづくり
- 9.その他 ( )

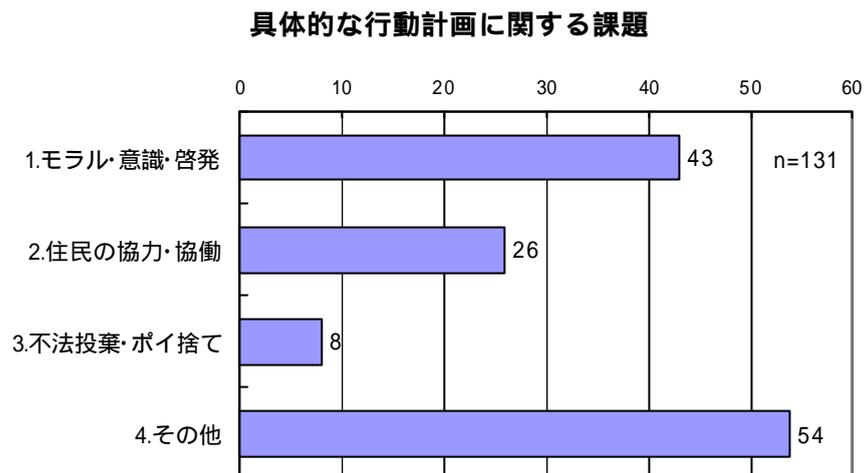
「策定している」か「策定中」とした自治体等に対し、美化計画に取り入れている内容についての回答は、「美化重点地域の設定」43.6%、「住民・事業者との推進体制づくり」42.1%、「住民や事業者の具体的な行動メニューづくり」36.8%などとなっており、どちらかといえば住民や事業者の取り組みを促す内容に重点が置かれているといえる。

また、策定・策定中の自治体数（133）に比べて、回答数が330あることから、平均して2～3のメニューを組み合わせていることがわかった。



- 3 まち美化の具体的な行動計画について、その課題として感じていることについて、ご自由にお答えください。

具体的な行動計画に関する課題については、「モラル・意識・啓発」に関する回答が多いが、その他としての回答については「目標値の設定」「条例との関係性(罰則規定の適用)」などメニューが多くなることにあわせて、多様化しているといえる。



## アダプトプログラム (里親制度) について

-1 貴自治体での取り組み状況について、該当するものすべてに 印をつけてください。

1. 貴担当課のみで直接実施している
2. 実施に向けて検討している
3. 貴担当課と庁内の他の部署が共同で実施している
4. 庁内の他の部署で実施している
5. 都道府県による実施がされている
6. 国土交通省工事事務所による実施がされている
7. 実施はしていないが、注目している
8. そのほか
9. 実施していない

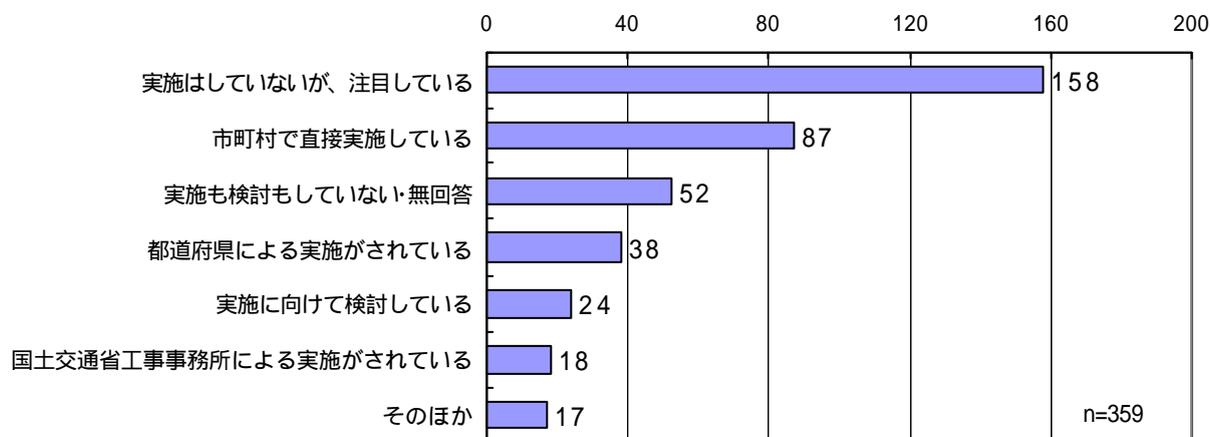
ここ数年、道路・公園などを対象に、アダプトプログラム（里親制度）を導入する自治体が増えている。そこで、アダプトプログラムについて、実施状況と、実施していない自治体における関心の持たれ方がどうなっているか設問を設けた。

実施状況では、アダプトプログラムを独自で進める市町村（行政区の場合含む）が 87 あるが、他に国や都道府県によるアダプトプログラムが自区域内で展開されているとした市町村も見られる。

「都道府県によるもの」が実施されているとしたところが全回答の 10.6%（38）、「国土交通省工事事務所によるもの」が 5.0%（18）にのぼっている。

しかしもっとも多かった回答が「実施はしていないものの、（アダプトプログラムに）注目している」で、全体の 44.0%（158）に達している。他に「実施に向け検討している」との回答も 6.7%（24）あり、アダプトプログラムが自治体に幅広い関心と呼んでいることが窺える。

-1. アダプトプログラムへの取り組み状況について



-2 アダプトプログラム（里親制度）の実施、もしくは検討している場合、アダプトプログラムのどのような効果に着目しているか、ご自由にお答えく

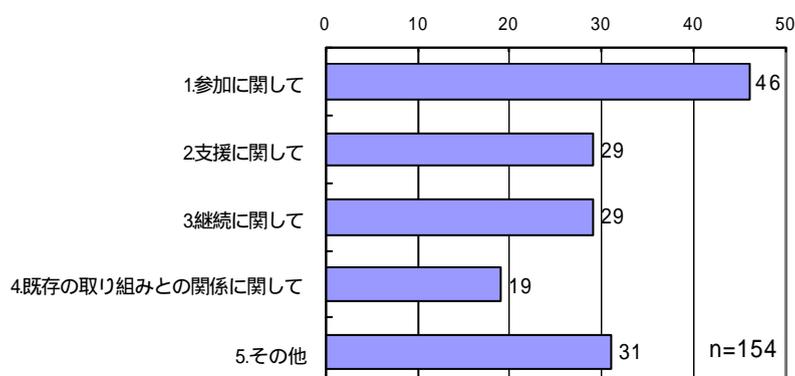
回答の傾向は、「ポイ捨ての減少」「地域住民の公共空間に対する愛着」「市民参加による維持管理の充実」「市民参加型の地域づくりに向けた意識向上」に関する回答が多かった。複数の回答もあったことより、アダプトプログラムに多面的な効果を期待していると考えられる。

-3 アダプトプログラムの課題として感じていることを、ご自由にお答えください。

策定している、策定中の自治体へのアダプトプログラムの課題について回答をもとめたところ、「里親が参加してこない地域が出てくると想定される」など参加状況に課題を抱える回答が46（30%）あった。

その他、「物品・保険・看板・手続き等行政の財政・事務負担が増加する」など支援に関する回答、「参加者のモチベーションを維持させる工夫」など継続を危惧した回答などのほか、「既存のボランティア清掃活動は数多く実行されているものの、当事業では区域を限定する、活動回数など定期的に実施する必要がある、団体もそれにより里親団体になりにくい面がある。」との回答が象徴するようにいままで行ってきた支援との違いを明確にしていくことを課題としている点は、他の回答とも関わるものといえる。

アダプトプログラムの課題



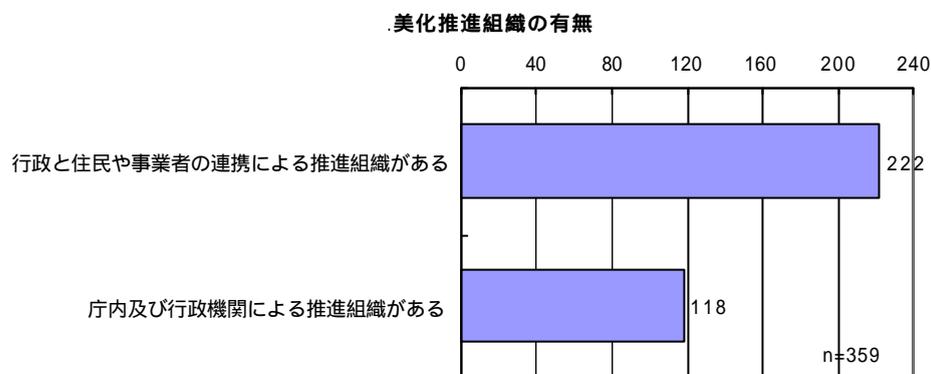
## まち美化を総合的に推進するための推進組織について

-1 庁内及び行政機関による推進組織があれば、その内容についてお答えください。

行政機関の推進組織は6割がつくられていない。

組織している部署としては、「環境課」など環境全般に関する部署、「土木課・公園課」などを代表する公共空間の管理部局などが見られる。

その実施内容については、庁内の実施作業の役割分担に関する回答よりも、「クリーン作戦」「花いっぱい活動」「一斉清掃」「協議会事務局」など、住民への対応を包括的に行う内容が多く見られる。



-2 行政と住民や事業者の連携による推進組織があれば、内容についてお答えください。

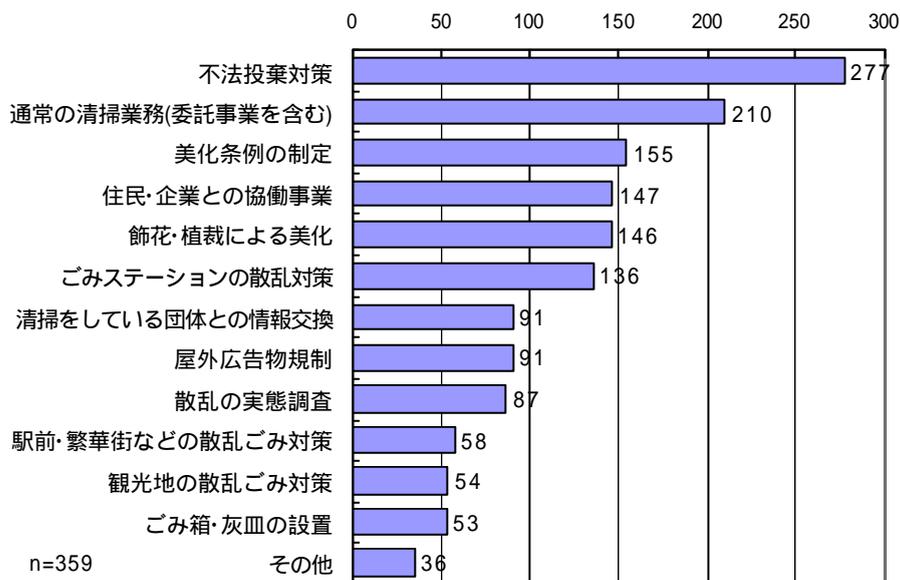
行政と住民・事業者の連携による推進組織が、多くの自治体でつくられている。その多くが「事務局業務」に関するものが多く、-1の回答と重複するものといえる。

- 1 すでに行っているまち美化の取り組みについて、該当するものすべてに 印をつけてください。

- |                    |                   |           |
|--------------------|-------------------|-----------|
| 1.住民・企業との協働事業      | 2.清掃をしている団体との情報交換 |           |
| 3.通常の清掃業務(委託事業を含む) | 4.散乱の実態調査         |           |
| 5.駅前・繁華街などの散乱ごみ対策  | 6.観光地の散乱ごみ対策      |           |
| 7.ゴミ箱・灰皿の設置        | 8.ゴミステーションの散乱対策   |           |
| 9.飾花・植栽による美化       | 10.屋外広告物規制        | 11.不法投棄対策 |
| 12.美化条例の制定         |                   |           |
| 13.そのほか( )         |                   |           |

一般に、自治体でこういった美化の取り組みが行われているかを聞いたところ、最も多かったのが「不法投棄対策」で、77.2% (277) にのぼっている。ついで「清掃業務」の実施 58.5% (210)、「美化条例の制定」43.2% (155) などとなっている。

- 1 実施している美化の取り組みについて

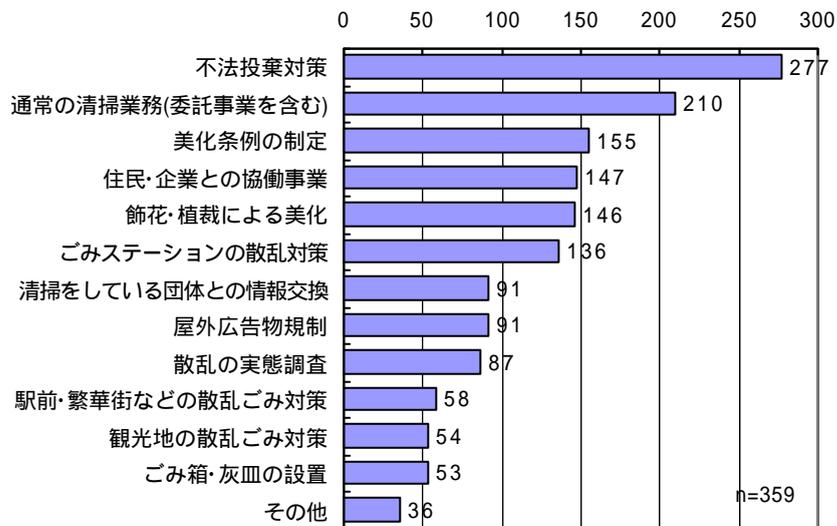


- 2 現在は行っていないが、注目しているまち美化の取り組みについて、該当するものすべてに 印をつけてください。

- |                    |                   |           |
|--------------------|-------------------|-----------|
| 1.住民・企業との協働事業      | 2.清掃をしている団体との情報交換 |           |
| 3.通常の清掃業務(委託事業を含む) | 4.散乱の実態調査         |           |
| 5.駅前・繁華街などの散乱ごみ対策  | 6.観光地の散乱ごみ対策      |           |
| 7.ゴミ箱・灰皿の設置        | 8.ゴミステーションの散乱対策   |           |
| 9.飾花・植栽による美化       | 10.屋外広告物規制        | 11.不法投棄対策 |
| 12.美化条例の制定         |                   |           |
| 13.その他( )          |                   |           |

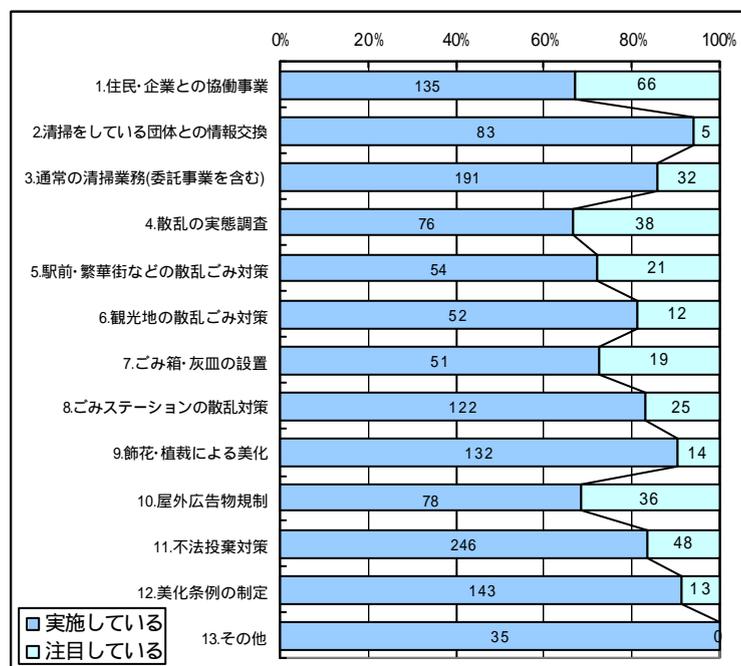
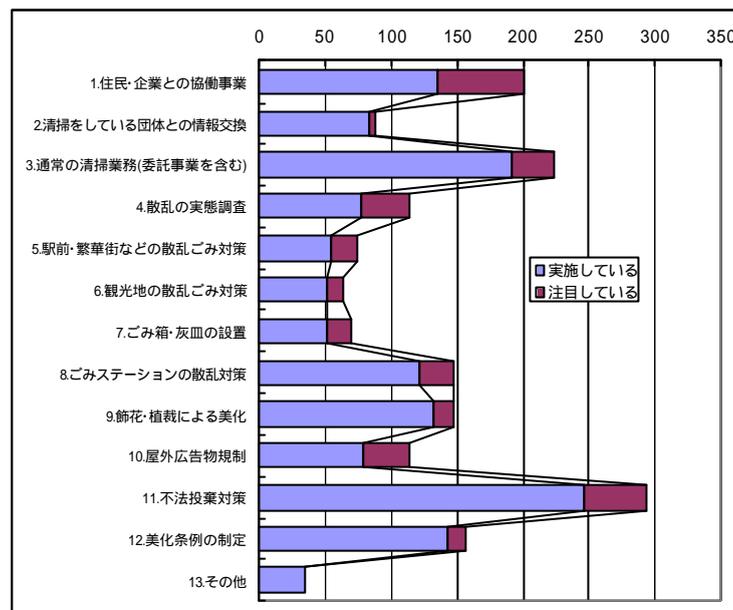
突出して回答率の高い選択肢はないが、比較的多かった回答としては、「住民・企業との協働事業」27.9% (100)、「清掃をしている(民間)団体との情報交換」19.8% (71) など回答がある。

実施している美化の取り組みについて



実施している事業と注目している事業の組み合わせについて、実数と割合でそれぞれまとめたところ、「不法投棄」に関する回答は回答するが多い割に注目度が少ない。一方、「住民・企業との協働事業」は実施・注目どちらの回答も多い。

注目している事業の割合が多い取り組みは今後そのニーズが期待されるものとも考えることもでき、協働事業以外にも「散乱の実態調査」「野外広告物規制」などがあげられる。



その他、まち美化政策について、抱えている問題・課題があればご自由にお答えください。

主な回答（一部抜粋）

- \* 条例では、区民、事業者および区が一体となって美化を推進することを基本理念とし、罰則規定は設けていない。しかし、最近、歩行喫煙に対し、罰則で取り締まるべきとの区民要望が増加している。区民等との協働による普及・啓発活動を通じて、どこまで歩行喫煙を減少させられるかが大きな課題である
- \* 美化条例の制定だけでは、効果が現れにくい
- \* ポイ捨て防止条例などの制定を望んでいる住民もいるが、マナーの問題で有り、また罰則の適用などについては難しい問題があるとも聞いている
- \* マナーの向上には家庭教育、学校教育等が重要であり、法規制による解決の糸口は見いだせない
- \* 「不景気」の影響と思われるが、市民や事業者等の取り組みが衰退している
- \* まち美化対策については、本庁3名(統括)、各支所3名(6支所)で各管理者と調整しながら実施しているが、対策をすれば投棄場所が変わる等の「いたちごっこ」の場強が未だに続いている。しかし、大量の不法投棄はかなり少なくなった
- \* まち美化政策についての広範な課題について、清掃担当部局での対応は限られるのが現実であり、住民や企業との協働事業も清掃や不法投棄物の回収にとどまっている
- \* 互いに情報を共有し、手を取り合っていく事が、街づくりにおいても大切な事である
- \* まち美化は基本的にモラル・マナーの問題と考えられるが、政策による効果が策定しにくい
- \* 一番の問題は不法投棄だと思う。特に家電リサイクル品は処分するのに処分費用がかかるため、すぐにいつでも回収、といかないのが現状。
- \* 環境美化条例制定の気運が盛り上がっているが、実効性のある内容とするための手法はどうあるべきか苦慮している。また、持続性のあるまち美化事業を展開する場合、施設管理者との調整や財政負担の問題が大きな課題となっている
- \* 都市化に伴う美化意識(周辺的生活環境は自らの手で)の低下
- \* 東京での例のように条例に罰則を設けるか、設けるとしたら監視はだれがどのように行うか。この点が課題となっており、条例の実効性が問われている
- \* 不法立看板、貼紙等の撤去を行っているが跡を絶たないという問題がある